

外国人介護人材獲得強化事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、海外現地での人材確保に資する取組を行う法人を支援するため、予算で定めるところにより、外国人介護人材獲得強化事業補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する法人であって、次項に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号又は第3号に規定する介護福祉士養成施設を県内で運営する法人
- (2) 所轄庁の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行う県内の施設又は事業所を運営する法人

2 前項の法人は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないこと知事が認める者でないこと。

(補助事業、補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業、対象経費、補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書(別記様式第3号)
- (2) 情報収集を行う現地教育機関・送り出し機関、又は説明会開催協力機関等の概要が分かる資料
- (3) 第2条第2項第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 第2条第2項第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (5) 第2条第2項第3号に係る誓約書(別記様式第5号)
- (6) その他知事が必要と認める資料

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減又は補助金額の20パーセント以内の減
- (2) 補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更交付(中止、廃止)承認申請書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第8号)

- (2) 収支決算書（別記様式第9号）
 - (3) 精算額算出内訳書（別記様式第10号）
 - (4) 支払いが確認できる書類（領収書又は口座振込記録の写し等）
 - (5) その他知事が必要と認める資料
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る宮崎県外国人介護人材獲得強化事業補助金から適用する。

別表

補助事業
以下に定める海外現地での外国人介護人材の確保に係る取組 (1) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する（観光は除く）。 (2) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。 (3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、 ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。 (4) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
補助対象経費
上記の事業（1）～（4）に要する経費のうち、次の経費を補助対象とする。 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、使用料及び賃借料（会場使用料）、委託料、その他知事が必要と認める経費
補助額
1 法人あたり500,000円を基準とし、次による額とする。 補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ※他の都道府県で本事業と内容が重複する補助を受ける場合は、本事業の補助対象外とする。 ※複数の都道府県で施設を運営する法人が本事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、按分処理等を行う。